

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（令和5年度決算）

平成26年4月1日より、消費税率（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策経費に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 51,428 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 882,401 千円

（単位：千円）

区 分		令和5年度 決 算 額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・道 支出金	その他	社会保障 財源化分	その他
社 会 福 祉	社 会 福 祉 費	21,646	1,789	8,778	1,156	9,923
	高 齢 者 福 祉 費	53,266	294	3,889	5,121	43,962
	障 害 者 福 祉 費	218,864	144,765	846	7,642	65,611
	児 童 福 祉 費	270,850	135,793	49,594	8,916	76,547
	小 計	564,626	282,641	63,107	22,836	196,042
社 会 保 険	国 民 健 康 保 険 事 業	38,366	17,174	0	2,211	18,981
	介 護 保 険 事 業	114,032	7,636	0	11,100	95,296
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	110,876	17,378	0	9,755	83,743
	小 計	263,274	42,188	0	23,066	198,020
保 健 衛 生	保 健 衛 生 費	54,501	1,470	60	5,526	47,445
	小 計	54,501	1,470	60	5,526	47,445
合 計		882,401	326,299	63,167	51,428	441,507

※ 社会保障財源化分については、一般財源の中で歳出合計に対する各区分の割合により按分して算出しています。